

## 令和5年度香川県農業・農村審議会議事概要

- 1 日 時：令和5年7月13日（木） 10時00分～11時50分
- 2 場 所：香川用水記念会館 1階 多目的室
- 3 出席者：三笠委員、港委員、秋光委員（会長）、泉委員、浦委員、大西委員、高岡委員、竹内委員、三原委員（名簿順） 9名
- 4 議 題：（1）香川県農業・農村基本計画の進捗状況について  
（2）報告事項（令和5年度当初予算について）

委員16名のうち、過半数の9名の出席により、本会議は適正に成立した。  
今年度これまでに、3名の委員が交代し、就任した。

### 議題（1）香川県農業・農村基本計画の進捗状況について

#### ○事務局から説明（太巻農政課長）

香川県農業・農村基本計画の概要について、「概要版」の冊子を用いて説明。

香川県農業・農村基本計画の進捗状況について、資料1「令和4年度香川県農業・農村基本計画の取組状況」を用いて説明。

#### （三笠委員）

資料1の18p「（4）ため池の防災・減災対策」については、先般の新聞報道によると、県としては受益地のないため池90か所を廃止する方針ということだった。あくまでも、受益地がないということ为原则としないとうまく進まないだろう。そのことについて、資料の文中で触れなくてもよいか。

#### （尾崎農政水産部長）

平成30年の西日本豪雨でため池の決壊事故もあり、その後、令和2年に国でため池の防災工事に係る特別措置法もできた。本法律に基づいて、県が行うため池の点検を踏まえて、老朽度の高いため池については全面改修に取り組む一方、地元の合意が得られれば廃止も進めていくこととしている。廃止に当たっては、受益地がないというのは大前提である。水を確保するために、ため池は必要で、全てのため池は受益地を抱えていることから、ため池の適正管理が農地の維持・管理に重要と考えている。一方、山間部などで、受益地もなく、既に誰も管理していない危険なため池90か所については、廃止や統廃合するという方針を立てた。今後、地元との協議を踏まえて、具体的な対応とするところである。現時点では、受益地があるため池は廃止にはしないという方針である。

#### （石川農政水産部次長）

資料1の18pにもある「老朽ため池の整備促進計画第12次5か年計画」には、廃止の方針と合わせて、老朽化して受益地のあるため池については改修整備を行うことも書かれている。そこで、資料の文中には記載していないが、委員御指摘のとおり、

廃止するため池については受益地がないということが原則である。

(三笠委員)

国の特別措置法に則って進めていくということか。

(尾崎農政水産部長)

国の特別措置法に基づく制度も活用するが、県としては、今回の「老朽ため池の整備促進計画」は第12次5か年計画(R5~R9)ということで、昭和43年から続いているもので、県独自に計画的・継続的に取り組んでいる。今回の計画の中では、国の補助金も活用しながら、5年間で廃止も全面改修も含めて計画的に取り組んでいくこととしている。

(三笠委員)

それでは、当該計画の中には県単事業で行うもの、特別措置法の対象になるものなど、仕分けをしていくということか。

(尾崎農政水産部長)

そのとおりである。

(港委員)

現行の「香川県農業・農村基本計画」を策定した時には想定していなかったことが起きており、あらゆる生産資材が高騰し、合わせて生活費も上がっている。このままでは、農業の存続も危ういのではないかと思うほどの状況であり、価格転嫁については、消費者にも御理解いただきたいところである。

(尾崎農政水産部長)

本計画は令和3年10月に立てたものであり、その後、資材高騰などで厳しい状況になっているのは、御指摘のとおりである。

生産コストの小売価格への転嫁は、なかなか難しいことではあるが、国では食料・農業・農村基本法の見直しの中でも重要視しており、コストの見える化などが課題として上がっている。酪農の場合、特に飼料高騰の影響が大きく、廃業につながるケースもある。県としても、価格転嫁の問題を大きな課題と認識して、取り組んでいきたい。

(浦委員)

先日、西讃地区の農業士会が開催され、新規就農者の支援について意見を求めたところ、現時点の販売状況では、新規就農を勧めるのが難しいという意見が多かった。農産物の再生産ができないような価格で農業を続けるのは厳しいため、新規就農者を増やしていくための積極的な働きかけができないという結論に達したところ。農業改良普及センターで農業の収益状況を現したモデルケースを示しているが、新たに就農した場合でも、価格の乱高下の影響もあり、予定通りにいかない場合が多い。先進的な取り組みを行っている農業士の方々でさえも、新規就農者と同様に支えてほしいという意見が出るぐらい、相当に厳しい状況であると考えられる。再生産価格については、

データから算出できると思うので、その点を加味して施策展開してほしい。

(岡崎農業経営課長)

県としては、「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」の中で品目毎の経営指標を策定し、他産業並みの所得を確保することを進めているところ。生産資材の急騰については反映できていないが、かなり精密に積み上げて試算しているため、簡単には見直しができないと理解している。主要品目のブロッコリーやレタスなどについては、新規就農者が特に多いので、順次見直し、情報発信をしていきたい。農業革新支援グループで行っている見直しをできるだけ早く行い、正確な情報を提示できるよう、取り組んでいきたい。

新規就農者にとっては、今のタイミングは大変厳しく、ハウスの整備には 10a 当たり 3～4 千万円要すると聞いている。独立就農の前に雇用就農の期間を長めに設けるなど、それぞれの就農希望者の実態に応じた支援を進めている。また、農業者の方々からは、セーフティーネット、収入保険制度がありがたいという御意見もよく伺うので、この点についても十分に情報発信し、経営安定に取り組んでいきたい。

(大西委員)

農産物価格は上げてもらいたいですが、消費者にとってはデメリットになるので、例えば国産農産物の購入に係るポイント制度の設立など、国に対しても要望してもらいたい。県独自には、さぬき讚ベジタブルに係る認定制度を推進しているところであるが、認定された農産物の購入にはポイント助成を行うなど、消費者に対して少し高くても大丈夫だというイメージをつけてもらいたい。

合わせて、基盤整備については、引き続き年間 25ha という目標値が示されている。現在、荒れているような農地について、将来的に基盤整備を行う予定なので借りてくださいと言われたとしても、予算の見通しがつかず、実施時期が 10 年も 15 年も先ということになると、それまでに管理に対する負担が大きい。これができるだけ前倒しでできるよう、予算確保に努めてほしい。基盤整備を待つ間にも道路や水路の修繕の必要が生じ、予算がかかってくるので、本体の基盤整備を是非積極的に進めてほしい。

(尾崎農政水産部長)

農産物価格については、国でも検討会を立ち上げて、価格転嫁の議論を進めるということであり、県からも要望を上げていきたい。海外から見ても、日本の食糧は、安心・安全の中、安いという評判になっている。大きい視点では、日本人の所得が上がっていないことも関係している。そこも含めて、国に要望していきたい。

県産農産物の販売促進については、県内量販店の店頭でしっかりと表示して PR してもらうこととし、今度の土曜日にキックオフイベントも開催するところである。県産農産物の消費拡大のためには、有効な仕組みを考えて、取り組んでいきたい。

国の施策として、担い手に集積するためのほ場整備については、農家負担をほぼ無くす方針となっている。その結果、担い手からの基盤整備の要望は非常に増えており、予算が追いつかないというのが現状である。そこで、先日も県から国に対しても、予

算確保の要望を行ってきたところであり、今後も機会を設けて行っていきたい。せっかく、担い手の方が取り組もうと機運が盛り上がっているタイミングなので、それに応えられるように予算を確保していきたい。

(高岡委員)

農業改良普及センターは、県内に何か所あるのか。私は西讃なので、豊中町にあるのは知っているが。

(尾崎農政水産部長)

全部で4か所ある。中讃は善通寺市、東讃はさぬき市津田、それと小豆島にある。

(高岡委員)

2か月ぐらい前に、小学校の運動会のバザーに合わせて、800食のうどん玉を購入した。業者から仕入れる際に、既存のうどんは1玉60円で400玉、「さぬきの夢」を使ったうどんは1玉90円ということで400玉購入した。どちらも美味しかったが、「さぬきの夢」のうどんについては、業者さんも是非食べ比べてみてくれと言うぐらいで、自信を持って提供されたところ。

(古市農業生産流通課長)

県産小麦の生産振興のために、県では「さぬきの夢2000」、その後「さぬきの夢2009」を開発し、さらに製粉性、製麺性を向上させた、第3世代の品種も発表するなど、改良を続けているところである。今後とも、消費者の方々の御理解をいただきながら、引き続き県産小麦の生産振興と、うどんを始めとした県産小麦の消費拡大に取り組んでいきたい。

(泉委員)

資料1の9pには、「(4)環境に配慮した農業の推進」とあり、化学農薬・化学肥料の使用削減に取り組むことが示されている。できるだけ化学物質を体に取り込まないで、本取組みはありがたいと思う。

肥料価格の高騰の問題に対しては、下水処理場の汚泥を肥料化するという話も聞いたことがある。先日は、海ごみを回収する船について研修を受けたが、集められたごみの組成は、大半が海藻などで、プラスチック類は9%ほどだった。海ごみは塩分を含んでいるので、陸揚げの後、洗浄し、焼却に回すということになるが、一連の処理に要する費用が全体で50万円ほどになるとのことだった。こうした話を聞いて、この海藻なども、資源として使えないかと感じた。家庭菜園では、海藻を拾ってきて、切り込んで肥料とすることもある。二酸化炭素を出さない資源循環型社会として、“野菜にもやさしい”肥料づくりを推進してもらえるとありがたい。

(今西農政水産部次長)

県としても、今年度から、みどりの食料システム法に基づいて、環境に配慮した農業の推進に全面的に力を入れている。化学肥料については、使用量を削減するため、国内の未利用の資源をできるだけ活用しようという動きがあり、堆肥の積極的な利用

も進めているところ。国においては、下水汚泥に含まれるリンを肥料に利用する研究を行っているところであるが、コストがかさむ点や、重金属が含まれている点などの問題もあり、未だ全国的な取組みには至っていない。しかし、国内の未利用資源を活用して、できるだけ化学農薬・化学肥料の使用量を減らすという動きは間違いなく進んでいくので、県としても、できる所から取り組んでいきたい。

(泉委員)

私としては、下水汚泥の利用を、是非進めてほしいというものではない。

(今西農政水産部次長)

その点は承知している。国内の未利用資源を活用する手法の一つとして、下水汚泥についての検討が始まっているということである。

(三笠委員)

基本計画の概要版の1ページに、「全国における本県農業の位置」の表があるが、東日本と西日本では農業の環境が大きく異なるので、四国又は中四国での位置も示した方が、参考となるのではないか。

資料1の11pの指標には、「かがわ地産地消協力店登録店舗数」という項目があるが、どんな店舗を登録しているのか、また、登録した店舗にはメリットがあるのか。

(太巻農政課長)

かがわ地産地消協力店は、大きく分けて2種類あり、1つは産直施設など県産農水産物の販売店であり、もう1つは県産農水産物を使用したメニューを提供する飲食店などである。資料に示した店舗数は、その2つを合わせたものである。

登録は、店舗からの申請に基づいて、行うこととしており、登録店には、ディスプレイ用の木製のプレートやのぼり旗を提供し、消費者の方々から登録店だと一目で分かるように掲示してもらうこととしている。合わせて、県のHPや県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」で、登録店を紹介、情報発信している。

(高岡委員)

県のPRで、HPを見てくださいとよく言われるが、未だインターネットを使えない高齢者も多い。広報誌などの紙媒体によるPRもしてもらえるとありがたい。

(太巻農政課長)

令和4年3月には、紙媒体で「かがわ地産地消協力店ガイドブック」を作成した。消費者の方々に、最新の情報を提供していくためには、インターネットの活用が有効と考えているところ。今後は、紙媒体も定期的に作成したりして、広く皆様に知っていただけるように努力していきたい。

## 議題(2) 報告事項(令和5年度当初予算について)

### ○事務局から説明(太巻農政課長)

令和5年度当初予算について、資料2「令和5年度当初予算 主要事業の概要」を用いて説明。

(浦委員)

資料2の4p「④かがわ農福連携活動推進事業」について、私の所でも、B型事業所から作業支援に来てもらっている。県の農福連携事業では、マッチングを行うのがベースになっていて、長期的・安定的に障害者を戦力として鍛えていくような事業モデルにはなっていない。現状では短期的な利用に留まり、事業所にとっても長期的・安定的な収入には至っていない。農業者側も、人材不足に悩まされているので、予算額の増を含めて、当該事業を本格的に取り組んでもらえるとありがたい。

また、資料2の12p「農産物ブランド力強化事業」の中にさぬき讚ベジタブルに関する記載がない。販売力強化につなげるためには、宣伝費などもそれなりの規模で投入すべきではないか。また、GAPにも取り組んでいるところであるが、新しいことに取り組むと、農業者としては関係する書類がどんどん増えて多岐にわたってくる。例えば、GAP事業とさぬき讚ベジタブルの事業を連携させれば、予算のつき方なども変わってくるのではないかと思う

(古市農業生産流通課長)

農福連携については、県では平成19年頃から、全国に先駆けて取り組んでいるが、御指摘のとおりマッチングを中心にして進めており、対応できるB型事業所をできるだけ多く確保できるようにしてきたところ。今年度予算についても、国の予算を活用し、マッチングや人材育成のためのセミナーを中心とした事業になっている。継続性や戦略性を確保した事業展開をしていくために、引き続きアドバイスをいただきたい。

さぬき讚ベジタブルに係る認定生産者については、令和4年度末時点で42名の生産者で、66件の認定実績がある。予算上は、資料2の12p「1. 農産物ブランド力強化事業」の中の「③『さぬき讚シリーズ』ブランド強化事業」の中に含まれており、「かがわ『旬のイチオシ!』農産物フェア」を始めとして、PR活動を行っているところ。

(大西委員)

資料2の14p「2. 農地機構等による農地集積・集約化の促進」について、私も農地機構を活用して農地の貸借を行っているが、農地集積専門員の方は非常にハードに動いておられる。専門員の人数を増やすことはできないか。

(岡崎農業経営課長)

農地集積専門員は、各市町には合わせて25名配置されているが、農地貸借のマッチングの他、クレーム処理の業務も増えている。農地の中間管理事業を担っていることから、農地の出し手からのクレームは、農地機構で受けることになっている。そのため、農地集積専門員の増員も検討しているところであるが、まずは今年度から、農地機構の本部に1名、広域で動ける農地集積専門員を配置した。いただいた御意見については、農地機構にもしっかりと伝えていきたい。

(泉委員)

資料2の8p「1. 香川県産まれオリーブ牛促進事業」について、オリーブ牛の品質向上を図るため、遺伝的側面からの改良を行うこととしているが、遺伝子組替えやゲノム編集などが積極的に取り入れられるのか。それは、できれば避けてもらいたい。

農福連携については、障害者が農業に取り組むことにより、自立につながり、自活できるまで支援してもらえれば、もっと農業に就く人も増えるのではないかと思う。

(大谷畜産課長)

当該事業については、オリーブ牛のおいしい肉を生産するために、遺伝的に優れた繁殖雌牛を探してきて香川県に定着させようという取組みであり、遺伝子組替えなどは一切行っていない。安心してかがわの牛肉を食べていただきたい。

(古市農業生産流通課長)

農福連携については、障害者施設が自ら農業に取り組む事例も出てきているので、そこで障害者が農業に携わるというやり方もある。また、農業に取り組む企業や農業法人が障害者を雇用する場合や、繁忙期に一時的に障害者の事業所に作業を依頼する場合もあり、様々な形で障害者が農業に参画しているところ。障害の程度にも配慮して、障害者の農業への参画を、県としてサポートしてまいりたい。

「以上」